



茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙の場所を、同条第2項の規定に基づき定めたので、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 三ッ井 洋 平



選挙の場所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

以上



茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙における投票所及び期日前投票所を、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（平成20年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき定めたので、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 三ッ井 洋 平



1 投票所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

2 期日前投票所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

以 上



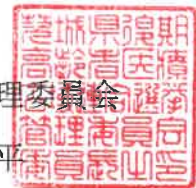
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙の選挙長及び同職務代理者を、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（平成20年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第3条第2項の規定に基づき選任したので、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 三ッ井 洋 平



選挙長 井上 鏡子
(茨城県後期高齢者医療広域連合事務局長)

同職務代理者 沼田 正朋
(茨城県後期高齢者医療広域連合事務局次長)

以上



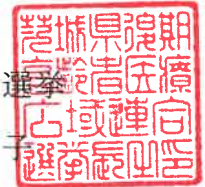
茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長告示第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙を次のとおり行うので、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（平成20年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第4条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年5月8日

茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙

選挙長 井上鏡子



1 選挙期日

令和5年6月2日

2 候補者の届出期間及び場所等

- (1) 届出期間 令和5年5月23日から同月24日まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 受付場所 茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

3 期日前投票及び不在者投票の開始日

令和5年5月26日

4 選挙会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年6月2日 午後4時15分から
- (2) 場 所 茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

以 上